

熊本県市町村立学校職員の人事評価に関する規則

平成28年3月15日

教育委員会規則第5号

(総則)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第44条の規定に基づく市町村教育委員会の行う県費負担教職員(以下「職員」という。)の人事評価については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)に定めるもののほか、この規則の定めるところにより実施する。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 人事評価 能力評価及び業績評価を、人事評価記録書を用いて行うことをいう。
- (2) 業績評価 職員があらかじめ設定した業務目標の達成度その他設定目標以外の組により、その業務上の業績を客観的に評価することをいう。
- (3) 能力評価 評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価することをいう。
- (4) 人事評価記録書 人事評価の対象となる期間(以下「評価期間」という。)における職員の勤務成績を示すものとして、職位及び職種に応じて、熊本県教育長(以下「教育長」という。)が別に定める様式をいう。

(被評価者の範囲)

第3条 本規則による人事評価の対象となる職員(以下「被評価者」という。)は、市町村立学校の職員とする。ただし、人事評価を実施しない職員については、教育長が別に定める。

(一次評価者、最終評価者)

第4条 人事評価の一次評価者及び最終評価者は、教育長が別に定める。

(評価者研修の実施)

第5条 教育長は、評価者に対して、評価能力の向上のために必要な研修を適宜実施するものとする。

(人事評価の期間)

第6条 業績評価及び能力評価の評価期間は、教育長が別に定める。

(人事評価における評語の付与等)

第7条 業績評価に当たっては第2条第2号に規定する目標ごとに、能力評価に当たっては評価項目ごとに、それぞれの評価の結果を表示する記号(以下「個別評語」という。)を付すほか、当該業績評価又は当該能力評価の結果をそれぞれ総括的に表示する記号(以下「全体評語」という。)を付すものとする。

- 2 個別評語及び全体評語は5段階とし、教育長が別に定める。
- 3 個別評語及び全体評語を付す場合において、業績評価にあっては第2条第2号の目標を達成した程度が、能力評価にあっては同条第3号の発揮した能力の程度が、それぞれ通常のものと認める時は、中位の段階を付すものとする。
- 4 業績評価及び能力評価に当たっては、個別評語及び全体評語を付した理由その他参考と

なるべき事項を記載するよう努めるものとする。

(業務目標の設定)

第8条 一次評価者又は最終評価者は、業績評価の評価期間の開始に際し、被評価者と面談を行い、業務に関する目標を定めることその他の方法により当該被評価者が当該評価期間において果たすべき役割を確定するものとする。

(自己申告)

第9条 一次評価者は、人事評価を行うに際し、その参考とするため、被評価者に対し、あらかじめ、当該人事評価に係る評価期間において当該被評価者の発揮した能力及び挙げた業績に関する被評価者の自らの認識その他評価者による評価の参考となるべき事項について、申告を行わせるものとする。

(評価の実施、面談、結果の開示)

第10条 一次評価者は、被評価者について、個別評語及び一次評価者としての全体評語を付すことにより評価（次項に規定する再評価を含む。）を行うものとする。

- 2 最終評価者は、一次評価者による評価について、不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、全体評語を付すことにより調整を行うものとする。この場合において、最終評価者は、当該全体評語を付す前に、一次評価者に再評価を行わせることができる。
- 3 最終評価者は、被評価者の業績評価及び能力評価の結果を、当該被評価者に開示するものとする。
- 4 最終評価者は、前項の開示が行われた後、被評価者と面談を行い、業績評価及び能力評価の結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。

(職員の異動又は併任への対応)

第11条 人事評価の実施に際し、職員が異動した場合又は職員が併任の場合については、評価の引継その他適切な措置を講じることにより対応するものとする。

(業績評価及び能力評価の報告)

第12条 各学校長は、市町村教育委員会に業績評価及び能力評価の結果を報告するものとする。

- 2 市町村教育委員会は、管内学校長から報告のあった業績評価及び能力評価の結果と管内学校長の業績評価及び能力評価の結果を教育事務所（山鹿市教育委員会にあっては、県教育委員会）に報告するものとする。
- 3 教育事務所は、管内市町村教育委員会から報告のあった業績評価及び能力評価の結果を県教育委員会に報告するものとする。

(人事評価記録書の保管)

第13条 業績評価及び能力評価に係る人事評価記録書及びその写しの保管期間は5年間とする。

(人事評価の活用)

第14条 評価者は、人事評価を職員の人事管理及び人材育成の基礎として活用するものとする。なお、人事評価結果の給与への反映に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

(苦情への対応)

第15条 第10条第3項の規定に基づき開示された業績評価及び能力評価の結果に関する職員の苦情に対応するため、苦情相談及び苦情処理の手続を設けるものとする。

2 苦情相談及び苦情処理については、教育長が別に定める。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(指定都市教育委員会に関する特例)

2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市の教育委員会(以下「指定都市教育委員会」という。)が行う人事評価に対する第2条第1項第4号、第3条、第4条、第6条、第7条第2項、第15条第2項の適用については、これらの規定中「教育長」とあるのは「指定都市教育委員会」と読み替えるものとする。

3 指定都市教育委員会が行う人事評価については、第5条及び第12条第2項の規定は適用しない。

4 附則第2項及び第3項については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)第5条の規定が施行される日の前日までの間その効力を有する。